# 認定農業者制度の概要

（農業経営改善計画の認定制度）

## １　認定農業者制度とは

「認定農業者制度」とは、「効率的かつ安定的な経営体」が生産の大半を担うような農業構造の確立に向け、平成５年に設立された制度です。具体的には、農業経営基盤強化促進法に基づき、農業者が５年後の経営改善目標を記載した農業経営改善計画を作成し、市町村が作成する基本構想に照らして、市町村が認定する制度です。これらの認定を受けた農業者に対して重点的に支援措置が講じられます。令和２年４月からは、複数市町村で農業を営む農業者について、国及び県が認定手続きを行う広域認定制度が開始しました。

## ２　認定の対象者

次の申請要件が定められています。

- □ 技術、体力、経営能力及び資金等総合的にみて５年後に農業経営改善計画が達成できることが見込まれるものであること
- □ 経営改善に強い意志があること
- □ 市内に営農地があること
- □ 原則として青色申告者であること

## ３　農業経営改善計画認定申請書の提出

市町村に次のような内容を記載した農業経営改善計画を作成し、提出をしてください。

⑴ 経営規模の拡大に関する目標（作付面積、飼養頭数、作業受託面積）
⑵ 生産方式の合理化の目標（機械・施設の導入、ほ場の連担化、新技術の導入など）
⑶ 経営管理の合理化の目標（複式簿記での記帳など）
⑷ 農業従事の様態等に関する改善の目標（休日制の導入など）

※認定申請の相談は随時受け付けていますが、記入した申請書の提出は、地域の農業委員を通じての提出も可能です。
※認定申請の受付は随時ですが、認定審査会である「農業経営基盤強化促進会議」は年に３回程度の開催です。

## ４　認定を受けるための要件

認定の要件は次のとおりです。

⑴ 計画が市町村基本構想に照らして適切なものであること
⑵ 計画が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること
⑶ 計画の達成される見込みが確実であること

注：　「基本構想」では市町村ごとに農業所得目標、年間労働時間目標、営農類型別の経営規模の指標を定めています。

「前橋市基本構想」

| | | | |
|---|---|---|---|
| 農業所得目標 | 主たる従事者１人当たり | | ４７０万円程度 |
| | １経営体当たり | | ７６０万円程度 |
| 年間労働時間目標 | 主たる従事者１人当たり | | 1,７５０～2,０００時間程度 |

◇基本構想の経営指標に定められていないような営農類型の経営であっても、目標所得等を実現し得る計画であれば認定できます。

## ５　認定の有効期間

農業経営改善計画の認定の有効期間は、認定された日から起算して５年間です。なお、５年経過しても計画の再認定がされれば、引き続き認定農業者となります。

## ６　認定農業者への主な支援措置

<u>**経営所得安定対策交付金（ゲタ・ナラシ対策）**</u>
麦・大豆等のコスト割れの補填

<u>**農業経営基盤強化資金（スーパーL 資金）**</u>
経営改善のための長期低利融資

<u>**農業経営基盤強化準備金制度**</u>
税制上の支援措置（交付金等を準備金として積み立てた場合、必要経費として算入できるなど）

<u>**農業者年金の保険料支援**</u>
保険料の半分（４千円～１万円/月）を国庫補助

<u>**機械・施設等の整備助成**</u>
経営規模の拡大や生産効率の向上等を目的として機械等の導入を行う場合、その経費の１０分の３以内（上限１５０万円※集落営農組織は３２０万円）の範囲で助成